

第 560 回霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会 議事録

日 時	令和 6 年 4 月 18 日 (木) 午前 10 時 20 分	
場 所	土浦市真鍋 5-17-26 土浦合同庁舎 本庁舎 第 1 会議室	
議 題	<p>議題等</p> <p>(1) 第 1 種区画漁業 (小割式養殖業) に係る一斉切替のスケジュールについて【協議】</p> <p>(2) 令和 6 年度事業計画について【協議】</p> <p>(3) ワカサギ採捕禁止期間中のアメリカナマズ駆除試験の結果について【報告】</p> <p>(4) 令和 6 年度漁業調整関係業務について【報告】</p> <p>(5) 令和 6 年度霞ヶ浦北浦の振興策について【報告】</p> <p>(6) その他</p>	
出席委員	<p>1 番 鈴 木 幸 雄</p> <p>3 番 大 崎 匠</p> <p>6 番 薄 井 征 記</p> <p>8 番 理 崎 茂 男</p> <p>11 番 鬼 沢 弘 明</p> <p>13 番 小 原 一 八</p>	<p>2 番 海 老 澤 武 美</p> <p>5 番 相 崎 守 弘</p> <p>7 番 鈴 木 友 子</p> <p>10 番 太 田 牧 人</p> <p>12 番 中 泉 義 美</p> <p>14 番 加 納 光 樹</p>
欠席委員	なし	
県側出席者	<p>農林水産部次長兼漁政課長</p> <p>農林水産部漁政課調整・漁船 G 係長</p> <p>霞ヶ浦北浦水産事務所所長</p> <p>〃 漁業調整課長</p> <p>〃 漁業調整課係長</p> <p>〃 漁業調整課主任</p> <p>〃 漁業調整課技師</p> <p>〃 主査兼振興課長</p> <p>〃 主査兼指導課長</p>	<p>川野辺 誠</p> <p>石川 健志</p> <p>高橋 正和</p> <p>横山 耕平</p> <p>富永 佳子</p> <p>谷中 周平</p> <p>小熊 進之介</p> <p>半澤 浩美</p> <p>杉浦 仁治</p>

	水産試験場内水面支場長	根本 孝
	〃 内水面資源部長	小日向 寿夫
事務局	事務局長 根本 隆夫 主任 武藤 晴香	
傍聴人	なし	
議事録署名人	3番 大 崎 匠            5番 相 崎 守 弘	
議長	1番 鈴 木 幸 雄	
会議内容	開会 午前10時20分	
根本事務局長	〔開会宣言〕 〔新任委員の紹介〕〔県関係者の紹介〕 〔資料確認後、鈴木会長に挨拶を依頼〕	
鈴木幸雄会長	おはようございます。 皆様にはお忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。新年度になりまして、22期の委員会も3年が過ぎました。前半は、新型コロナの影響によりまして開催するに当たり、御迷惑をおかけしましたが、昨年度は感染症の位置づけも5類に移行しまして、4年ぶりの視察研修も開催することができました。本年も円滑な委員会運営ができますように、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。 本日の議題は、「第1種区画漁業（小割式養殖業）に係る一斉切替のスケジュールについて」の協議ほか4題となっております。 漁獲量の低下が続き、漁業用燃油や、養殖飼料の高騰など厳しい状況が続いておりますが、今後とも、よりよい漁業を行っていただけるよう、皆様には活発な御討議をお願い申し上げて、挨拶とさせていただきます。 本日はよろしくお願いいたします。	
根本事務局長	〔県に挨拶を依頼〕	
川野辺次長	改めまして、漁政課の川野辺でございます。よろしくお願いいたします。	

今年度、最初の委員会でございますので、会議に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、日頃より霞ヶ浦北浦の漁業調整、資源管理に、貴重な御意見を頂き、誠にありがとうございます。

昨年度は、改正漁業法のもとで初めてとなる、張網を内容とする第2種共同漁業権と、真珠養殖を内容とする第1種区画漁業権の免許切替を円滑に行うことができました。また、小割式養殖業を内容とする第1種区画漁業権の免許切替にかかる漁場計画の策定について御審議をいただき、3月に計画の公表・公示を行うことができました。改めて御礼申し上げます。

本年度は、昨年度に続き、小割式養殖業を内容とする第1種区画漁業権の免許にかかる諮問のほか、刑法改正に伴う漁業調整規則の改正などを御審議いただくこととしておりますので、引き続きよろしく御礼申し上げます。

霞ヶ浦北浦の昨年度の漁模様につきましては、先ほど鈴木会長の方からもお話がございましたが、北浦では残念ながら依然として記録的な不漁が続いており、霞ヶ浦においても、テナガエビが平成30年以来の好漁となったものの、これまで比較的安定していたシラウオは大幅に減少しました。ワカサギについては霞ヶ浦北浦とも記録的な不漁となり、年明けの人工ふ化放流事業の結果を見ましても、大変厳しい状況にあると存じております。

一方で、霞ヶ浦において年明けから新たに開始され、先日終了しましたミール原料としてのハクレン出荷につきましては、約140トンを出荷し、漁閑期対策として着実に成果が出ていると伺っており、今後の未利用魚の有効活用の可能性を示す取組として、大いに期待しているところでございます。

県としましては、資源減少が続く中、本県の水産業を高収益体制へ転換していくため、水産物のブランド化に力を入れておまして、今年度は、霞ヶ浦キャビアや常陸乃国いせ海老に続く新たなブランドとして、霞ヶ浦のシラウオを打ち出してまいりたいと考えております。こうした取組と併せて、ハクレン、アメリカナマズ等の未利用魚の有効活用による収益の確保や、主要資源の回復に向け、国の協力も得ながら、前浜や水生植物帯の造成等、湖沼環境の改善に取り組んでまいります。

最後になりましたが、今年度の霞ヶ浦北浦の漁模様が回復に向かうことを期待いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願ひいたします。

根本事務局長

続きまして次第3、議長の選出ですが、当委員会の会議規程第2条第2項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、鈴木会長に議長をお願いいたします。

議長（鈴木幸雄会長）

それでは、議長を務めさせていただきます。  
早速ですが、次第4の出席委員数の報告を事務局からお願いします。

根本事務局長

出席委員数を報告させていただきます。  
本委員会の委員定数は12名でございますが、本日は12名全員の出席をいただいております。過半数を超えておりますので、漁業法第145条の規定により本日の委員会が成立していることを御報告いたします。

鈴木幸雄議長

ただ今の報告のとおり、本日の委員会は成立しております。

鈴木幸雄議長

続きまして、次第5の議事録署名人ですが、私から指名いたします。  
3番大崎委員と5番相崎委員をお願いします。

鈴木幸雄議長

それでは、次第6の議題に入ります。  
議題（1）の「第1種区画漁業（小割式養殖業）に係る一斉切替のスケジュールについて」、水産事務所からの説明をお願いします。

富永係長

（資料1により説明。）

鈴木幸雄議長

ただ今の説明に御意見、御質問がございましたら、お願いします。

（委員）

（特になし）

鈴木幸雄議長

ありませんか。  
それでは、ないようですので、この内容で進めるということで承認したいと思っておりますので、今後の手続きをよろしくお願いします。

鈴木幸雄議長

続いて議題（2）「令和6年度事業計画について」、事務局から説明をお願いします。

武藤主任 (資料2により説明。)

鈴木幸雄議長 ただ今の説明に御意見、御質問がございましたら、お願いします。

10番太田牧人 (挙手)

鈴木幸雄議長 はいどうぞ。

10番太田牧人 今年度の計画を御説明いただいたんですが、先ほど会長の挨拶がちょっとあった、何年かぶりに、昨年視察研修と現地協議をやったということですが、今年度は、現地研修会をどう考えているのか教えてください。

根本局長 今のところですね、一つ考えているところは、涸沼の方に、秋頃ですけど環境省の水鳥・湿地センターという施設ができて、ラムサール条約に登録されるに当たっても、しじみ漁業などが盛んに行われているところで、持続的な資源利用をされているところ、いわゆるワイズユースということもテーマになっているようです。あと大涸沼漁協が、うなぎ漁業とかを盛んに行っていますし、また、監視カメラを付けて自主的に盗難防止とかをやっているので、自主的な先進的な取組をしている漁協とセンターを抱き合わせで見られたらどうかなというのが、今一つ考えているところです。

今後、センターの建設の関係もあると思いますので、他にもいろいろ考えながら、会長と相談しながら、検討していきたいと思います。

10番太田牧人 よろしくお願いします。

鈴木幸雄議長 今説明がありましたが、秋頃に実施ということで、委員さんの中でも何か、こういうところもあるんでどうだ、というような意見があれば、そのときはまた教えていただければ、計画していきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、この内容で進めていくことで承認したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

鈴木幸雄議長 続いて議題(3)「ワカサギ採捕禁止期間中のアメリカナマズ駆除試験

の結果について」、報告をお願いします。

谷中主任 (資料3 (プロジェクター) により説明。)

鈴木幸雄議長 ただ今の説明に御意見、御質問がございましたらお願いします。

11番鬼沢弘明 (挙手)

鈴木幸雄議長 はいどうぞ。

11番鬼沢弘明 行方市の場合はですね、去年補助が出て網などの半額補助っていう形をとっています。6年度に関しては、網に対しては50万円の半額っていうことで補助が出てます。それにミールに対してプラス10円、今現在38円で、未利用魚は販売されてるんですが、行方市独自の仕事としてプラス10円で行ってます。ですから、全体的に霞ヶ浦で1箇所じゃなくて、多いところでその張網っていう補助を出してやってもらえれば、もっと効果があるのかなっていう考えでいますので、その辺をちょっと。

鈴木幸雄議長 はい、今のは行方市の取組に関してなんですが、県の方としては、この辺はどんな考え方ですか。

高橋所長 これは霞ヶ浦漁協さんの取組でやっておりますので、これからの展開につきましては、この結果を踏まえて、いろいろと漁協さんと相談させていただきながらやっていきたいと思っております。

鈴木幸雄議長 他にございますか。

(委員) (特になし)

鈴木幸雄議長 ないようでしたら、次に進みたいと思います。

鈴木幸雄議長 続いて議題(4)「令和6年度の漁業調整関係業務について」、事務所から報告をお願いします。

横山課長 (資料4により説明。)

鈴木幸雄議長 　ただ今の説明に御意見、御質問がございましたら、お願いします。

（委員） 　（特になし）

鈴木幸雄議長 　ありませんか。  
それではないようですので、次に進みます。

鈴木幸雄議長 　続いて議題（５）「令和6年度霞ヶ浦北浦の振興策について」、報告をお願いします。

半澤課長 　（資料５（プロジェクター）により説明。）

鈴木幸雄議長 　ただ今の説明に御意見、御質問がございましたら、お願いします。

5番相崎守弘 　（挙手）

鈴木幸雄議長 　はい、どうぞ。

5番相崎守弘 　未利用魚の利用に関する事業が、水質浄化というのとそれから未利用魚の有効活用促進と二つ入ってますけど、その区分けっていいのかな、どういうふうな分け方、例えば、漁業者さんが獲ってきた価格っていうのは、38円となっておりますけど、それは両方ともにかかっているのか。どういうふうな折り合いになっているのか教えていただきたい。

半澤課長 　まず、事業としては二つございまして、今おっしゃる未利用魚の回収、水質浄化を目的とした県の委託事業になります。こちらにつきましては、水質浄化を目的として未利用魚を獲って、陸に上げていただくということに対して、委託をしております。その単価がキロ38円ほど、ということになっております。こちらにつきましては、あくまで、湖の浄化を目的とした取組になりますので、その後の利用につきましては、漁協さんにお任せしているというような状況になります。ですけれども、それは、あくまで県からの委託があって、その38円なりが、ある意味、収入の形になるということになりますので、これよりももっと利用が進められないか、もっと高価格で取引することができないかということ

、未利用魚の有効活用促進事業というものを始めたということになります。ですので、こちらの未利用魚の有効活用促進事業がうまく進みまして、未利用魚がキロ50円ですとか、そういった価格で利用できるようになってくれば、自然とそちらの方に移行していくということになるのではないかなと考えております。

5番相崎守弘

この予算の976万っていうお金は、加工業者さんの方にかなりの部分行くような補助になってるんでしょうか、それとも獲った方に行くようになっているのでしょうか。

半澤課長

はい。こちらにつきましては、魚粉の試作をする場合は、その導入に係る、原魚代として漁業者さんにお支払いすることになりますし、それをどのように活用していくかというところで、別に利用方法を考えるという点で漁業者以外の調査会社なりに、委託などでお支払いするようになるかと思えます。

5番相崎守弘

漁業者さんの部分に行くのとそれから加工業者さんの方に行くのとのその区別が何かちょっとどの程度なのかなとか、はっきりしないんで、後でもいいんですけど、全体の感じがわかればいいかなと思えます。

半澤課長

わかりました。そうしましたら、昨年度の結果を用いて御説明できるかと思えますので、後ほど御説明させていただきます。

川野辺次長

(挙手)

鈴木幸雄議長

はい、どうぞ。

川野辺次長

私の方は、ちょっと補足をさせていただきたいと思えます。

今相崎委員の方からですね、お話があった、二つの事業なんですけど、まず上の方のですね、漁業による水質浄化機能促進事業につきましては、基本として一般の漁業操業の中に入って来る、売れない魚、例えばアメリカナマズもちっちゃいやつですとか、あとはニゴイですとか、そういったものですね、雑多に入ってきて、それは売れないので、湖から回収して、窒素リンの取り上げに寄与しようということで、漁協さんの方で獲ってもらう量に応じてですね、お支払いがいくような事業にな

っています。もう一つの方の未利用魚有効活用促進事業、こちらにつきましては、昨年度から始めたものにつきましては、ハクレンにですね、焦点をあてまして、ハクレンは、実際に単体でですね、非常に専獲ができる、専門にですねハクレンだけを獲るような刺網がありますので、そういったものを獲ったものを、いわゆる他の魚と雑多ではなくて有効に活用できないかっていうですね、そういうどちらかと言うと調査的なものですね、そういったことを主眼に行っていて、昨年いわゆるミール化の実験をさせていただきまして、非常に好成績が上がったというような成果があります。

そういう意味で言いますと、二つの事業の大きな違いで言うと、上の方はその業者さんの方に獲ってきてもらったものの量に応じてですね、大体支払えるんですけども、下の方の委託事業につきましては、どちらかと言うと漁業者さんの方にお金が落ちるということを主眼ではなくて、そういったハクレンっていう魚をですね、もっとちゃんとお金にできないかと。そういうですね、調査の取組っていう考え方で整理させていただいてますので、性質としてはですね、そういう違いがあるということで、補足させていただきます。

5番相崎守弘

漁獲されている、入ってきたやつについてはもうそのまま何も加工も何もしないで廃棄されている。未利用魚の方はハクレンが対象で、アメリカナマズはあんまり対象としていないという理解でよろしいですか。

川野辺次長

はい、そうです。ハクレンの方は、実際に先ほど冒頭でちょっと御紹介させていただいたと思うんですけど、ミールとしてですね非常にちゃんとした商品としてきちんと売れるというルートができて、県外の業者がですね、値段をつけて、もうちょっと高い値段で売っているような実態がございますので、そういった利用促進という形でやっているのが、そうした委託事業ということになります。

5番相崎守弘

ハクレンについてはいいですけど、生態系の観点から言うとアメリカナマズの影響がかなり大きいと思うんで、それを積極的に駆除するような、そういう施策を取り入れるなど、この中に入ってるのかなと思ったんですけど。そうじゃないとしたら、何か検討していただきたいなど。

川野辺次長

今、委員から御指摘ありましたアメリカナマズについても利用が図れ

ないかということで、ちょっと今検討を進めているところですので、そういったものがうまくいけばですね、ハクレンに続いて、やればということ考えております。

鈴木幸雄議長            その他ございますか。

14番加納光樹            (挙手)

鈴木幸雄議長            はいどうぞ。

14番加納光樹            今、相崎先生おっしゃったのが関連で、ちょっと伺いたいんですけども、アメリカナマズの駆除は本当に喫緊の課題だと思うんですけども、その時に漁業者さんの収入はもちろん大事なんですけど、それとは別に、市民の方で駆除したい方々が結構いるんですけども、その時にその妨げになってるのが、獲った魚を、処理というか、置く場所がなくて、以前にいけすの話をちょっと質問させていただいたんですけども、あれは結局、法律上難しかったんでしょうか。それをちょっと伺いたい。

横山課長                申し訳ございませんが、以前質問していただいた内容をもう一度教えていただいてもよろしいでしょうか。

14番加納光樹            はい。例えば、琵琶湖とかですね先進的な対策を実施してるところでは、外来魚回収ボックスとか、外来魚を回収するいけすを設置してるといふのがあるんですけども、そうすることで、そこにその市民の方々が、もちろん子供も含めて駆除釣りとかをやったときに入れて、それをまた未利用魚として、出荷というのもあり得るし、あとはそこに入れることで、地域でその金券を発行して、地域が潤うみたいなこともやっていたりもしてですね、結構それが駆除効果にどれぐらいあるかっていうよりも、地域住民が、例えば漁業の厳しい状態とかを、それを通して知ることができてですね、漁業のファンが増えていくという仕組みなので、結構筋はいいんですけども、霞ヶ浦でそれをやるとするときちょっとブラックバスをそこに入れるとかにするとまたややこしい問題が生じるので、まずはだからアメリカナマズ回収の、ボックスとか、いけすを設置できるといいんですが、検討できますかというのを、以前伺った

ことがありまして。実際にはそれが法律上、例えば難しいところがあったのかどうかを伺いたいということです。

半澤課長

振興課半澤です。

加納委員からもいただいた御意見につきましては、ある程度、霞ヶ浦漁協さんと御相談をさせていただいたことがあるんですけども、まずその霞ヶ浦も琵琶湖よりはもちろん小さいんですけども広くて、じゃあどこに置いたらいいのかっていうこともありますし、また、何かそういったボックスを置くという行為を、例えば漁港内とかにした場合は、その管理をどうするのかですとか、あとやはり何かゴミを捨てられてしまうんではないかとか、そういうやっぱり心配事が多いということで、一旦進めるというよりは課題を整理していこうというような形で、一旦その取組については、まだ検討途中というような状況になっております。やはり漁業者さんは、そういったものを置くということにはちょっと慎重なお考えでしたので、なかなか積極的に進めていけそうというところまでいっていない状況です。

14番加納光樹

はい、わかりました。難しいということですね。それだとちょっとそういうことは進めづらいというのは、はい、わかりました。

鈴木幸雄議長

ただいまの加納先生からの話の中でも、未利用魚回収的なもので、なかなかそのボックスを置くっていうと、広範囲になるんで難しい部分が多いのかと思うんですが、一つとしてこれ組合員の方からの話っていうことで。例えば、釣りで釣り上げたものを、漁協が指定するような場所みたいのところへ、回収してくれれば、今38円、漁業者には支払いしてるんで、その全額ではなくても一部を釣りの方へ還元するみたいな形で持っていければ、取り上げて釣ったものをそのまま放置しないで持ってきて処理するようなことも、考えようによっては可能かなっていう点もあるんでね。そういうところもこれから、私も組合やってるもんですから、検討していければなど、県の方としてもその辺も何か考えて。数量にしたらかが知れてるんですけども、例えばキロ30円払いますから、ここへ持ってきて、その辺に放置しないで、というようなこともできればね、そういうことも考えれば一つの方策としては、対策としては可能な点もあるのかなと。今聞いて感じたんで、今後の検討課題としてね。

半澤課長 すいません、こちらで、補足させていただいてもよろしいですか。

鈴木幸雄議長 はい。

半澤課長 環境サイドの取組として、釣りで釣れた外来魚を回収して、魚粉化をするというような事業が取組み始めることになっております。ただ、それはいろんな場所にボックスを置くのではなく、1箇所決めて、そこに持ってきてもらう、その管理を釣りの団体さんにやっていただくというようなスキームで、事業化が今年度から行われる予定になっております。そこに関してはあくまで環境がメインとしまして、検討されておりました、それに関しては幾つかの御相談なども水産事務所にいただいたり、漁協さんと調整などもさせていただいた上で、今年度はそういう1箇所からやるということで、進んでおります。

事業の詳細につきましては、私どもの方もまだ詳しく把握できておりませんので、事業が進んでいく過程の情報などを収集して、御説明できたらと考えております。

鈴木幸雄議長 それでは、できるだけその辺も検討していただければと思います。その他ございませんか。

(委員) (特になし)

鈴木幸雄議長 それでは、ちょっと私の方から、天然ウナギの遡上拡大の対策ということで去年5月に、事務所の方でやっていただいた、今年も実施すると思うんですが、その実施の計画内容的なものがちょっとわかれば、説明していただければと思います。

杉浦課長 はい、指導課杉浦でございます。

今年度ですね、今のところ3回予定をしております。5月5日、6日、5月9日、10日、5月12日、13日、ということで、概要としては去年と同じような形で実施するんですけども、水門の下に、どのぐらいシラスウナギがいるのか。その辺りを潮汐と時間の関係を解明することを主眼に今年は少し試験をやる、そういうことを考えております。

鈴木幸雄議長 わかりました。

他にはございませんか。

(委員)

(特になし)

鈴木幸雄議長

それではないようですので、次に進みたいと思います。  
議題(6)の「その他」ですが、県の方からまず何かございましたら

鈴木幸雄議長

はい、それではないようですので委員さんの方で何か。議題以外でも結構ですので、ございましたらお願いいたします。

(委員)

(特になし)

鈴木幸雄議長

ありませんか。それではないようですので、本日の委員会を以上をもちまして終了したいと思います。  
よろしく申し上げます。

根本局長

長時間にわたりまして、御審議いただきありがとうございます。次回開催は本日付けの事務連絡のとおり、5月21日を予定しております。その次は7月18日を予定しております。議題については改めて御案内申し上げます。

それでは、これをもって委員会を閉会といたします。

閉会 午前11時33分

上記の記録の正確なことを認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

---

議事録署名人

---

---